

「令和5年度web3等先端技術を活用したDX実証事業委託業務」に係る
公募型企画コンペ実施要領

1 業務名称

令和5年度 web3 等先端技術を活用したDX実証事業委託業務

2 趣旨

本県では令和4年（2022年）2月にDXくまもと創生会議において県全体のDX推進の羅針盤となる「くまもとDXランドデザイン」が策定され、同年6月には産学官金の連携共創の場である「くまもとDX推進コンソーシアム」が設立された。今後県全体としてDXを推し進めていくためには県内外から様々な知見の集積が必要である。特に、ブロックチェーン、NFTなどweb3等先端技術は、ビジネスや行政など活用の場面が広がりつつあり、従来のサービスや仕組を大きく変革し、これまでとは異なる地域課題の解決方法を生み出す可能性がある。熊本県においてもこれらの先端的デジタル技術についての知見の蓄積と活用の模索への参考を目的とし、①web3等先端技術を用いた課題解決の取組みの実施及び、②実施結果について分析した報告書作成の2点を業務委託するものである。

3 委託業務の概要

(1) 内容

別紙「令和5年度web3等先端技術を活用したDX実証事業委託業務仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月22日（金）

(3) 委託限度額

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）/件

(4) 予定実施件数

2件

(5) 対象経費

本事業で負担する経費は、業務の実施に必要なソフトウェアライセンス、機器導入費、人件費、旅費、資料作成費、知的財産権の利用に関わる経費等、一切の経費を含む。

※以下に該当するものは経費として認めない

①本委託契約の締結の前に発注、契約、申し込み等をした費用

②その他事業目的にそぐわないと判断されるもの

4 提案要件

(1) 技術要件

提案内容は以下のいずれかの技術を活用したものであること

①ブロックチェーン

②NFT

③デジタルツイン・メタバース

(2) 地域要件

提案内容は以下2点の両方を満たすものであること（熊本県との関連）

- ①熊本県の地域課題解決を目的とした企画提案
- ②県内産品等を題材に用いた提案（製品、農林水産物、情報、キャラクター、スポーツチームなど）

（3）課題要件

提案内容は下記のいずれかの課題解決に資するものであること

- ①生産現場における効率化、省力化（生産性の向上）
- ②県産品のトレーサビリティの確保・ブランド化
- ③観光客の利便性向上（予約サービスのワンストップ化等）
- ④健康・医療情報の活用・見える化
- ⑤災害時の迅速な情報伝達・避難
- ⑥手続きのペーパーレス化・オンライン化

4 担当部局

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県 企画振興部 デジタル戦略局 デジタル戦略推進課 戦略推進班

電話：096-333-2469

FAX：096-381-8211

メール：dejisuishin@pref.kumamoto.lg.jp

5 参加資格

提案は単独又は、企業・団体等で構成するグループのいずれも可。ただし、提案に参加するすべての企業・団体等は次の要件をすべて満たすこと。

（1）「くまもとDX推進コンソーシアム」に加入していること。

※コンソーシアム未加入の企業・団体等は、参加表明書提出期限までに加入すること。

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可の許可を受けていること。

（3）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から再生計画認可の決定を受けていること。

（4）熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

（6）政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体でないこと。

6 応募手続き

(1) 質問及び回答

① 質問方法

質問書【別紙様式1】により電子メールで提出すること。

② 提出期限

令和5年(2023年)4月17日(月)正午(必着)

③ 提出先

「4 担当部局」に同じ

④ 質問への回答

令和5年(2023年)4月21日(金)までに、参加申込者全員に対して電子メールで回答を送付する。

(2) 参加表明書等の提出

① 提出書類

参加表明書及び会社概要【別紙様式2、3】を電子メールで提出すること。

② 提出期限

令和5年(2023年)4月24日(月)正午(必着)

③ 提出先

「4 担当部局」に同じ

④ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加申込書の提出期限日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)については、書面(紙面もしくは電子データ)で通知する。なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(3) 企画提案書の提出

① 提出書類

ア 企画提案書

「⑤企画提案内容」について記載したもの。提案書の形式等は以下のとおり。

(a) 用紙の大きさは、原則、日本工業規格A4判10ページ以内(表紙除く)とし、日本語、横書き、フォントサイズ10.5ポイント以上で記載すること。

(b) 企画提案書全体を1ファイルにまとめて提出すること。なお、A3判用紙1枚はA4判用紙2枚として換算する。

(c) 企画提案書表紙に「件名」、「企業・団体名」、「所在地」、「代表者名」、「担当者名」及び「連絡先(電話番号/メールアドレス)」を記載すること。

(d) 表紙の次ページに目次を記載すること。

イ 積算書(任意様式)

(a) 金額は日本円にて消費税込で表記すること。

(b) 内訳を詳細(人件費、サービス利用料、ソフトウェアライセンス、物品購入費、資料作成費等)に記載すること。

(c) 企画提案書の最終ページに添付すること。

② 提出先

「4 担当部局」に同じ

③ 提出期限

令和5年（2023年）5月8日（月）正午（必着）

④ 提出方法

電子データでの提出とする。

⑤ 企画提案内容

以下のポイントについて具体的に記述すること

ア 実証事業の内容について

- (a) 事業全体の概念図（関連する企業・団体等の関係等）
- (b) 解決すべき具体的課題設定（課題要件のどれに合致するか）
- (c) 活用する先端技術が有する技術特性のどの点に着目するか、主要なものを以下から選択し、その特性が課題解決に何故有効なのかを詳細に明記すること（複数可）。

【ブロックチェーン】

- ・データの透明性・トレーサビリティ
- ・データの分散管理
- ・関係者間の情報共有
- ・記録の不可逆性
- ・スマートコントラクト（プロセス・取引の自動化）

【NFT】

- ・代替不可能（固有性・唯一性）
- ・相互運用性（複数のマーケットプレイスで運用可能）
- ・手数料還元機能の付加可能性

【デジタルツイン・メタバース】

- ・仮想空間におけるシミュレーション
- ・仮想空間における関係性構築（人・地域）

- (d) 課題解決の具体的な実施方法
- (e) 期待される具体的な効果
- (f) 実装にあたり制約となる法制度、規制等（想定される場合のみ記載）
- (g) スケジュール

イ 事業効果の計測方法、数値目標等について

- (a) 数値目標及び計測方法
- (b) 事業実施上の課題

ウ 実施体制・問い合わせ窓口

- (a) 実施体制（役職・技能・実績等）について
- (b) 営業日、時間、電話番号、メールアドレス等問合せ受付体制について

⑥ その他

提出できる提案は、1提案者につき1件までとする。

7 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

1次審査（書面審査）及び、2次審査（プレゼンテーション）による企画コンペ方式とする。県庁内に設置する審査会において審査する。審査会が『(参考) 評価項目』に基づき、1次審査：書面審査を行い、基準点（120点）を上回ったものから上位6件のみ2次審査：プレゼンテーションを実施する。2次審査の結果、合計点が120点を上回った提案のうち、合計点上位から2件を採択し、受託候補者とする。なお応募が全体で2件未満でも審査を行うが、合計点がこの基準点（120点）を下回った場合は受託候補者とならない。

(2) 審査会でのプレゼンテーション（2次審査）

令和5年（2023年）5月16日（火）

①プレゼンテーション15分、質疑応答5分

②オンラインでの実施も可能

③1次審査の結果は、5月12日（金）に合否に関わらず全ての提案者（グループ提案の場合は代表企業・団体）に通知する

④プレゼンテーションの実施時間は10:00~17:00の何れかを予定しており、発表順については1次審査の結果通知にて行う

(3) 結果通知

最終審査結果は、合否に関わらず2次審査に参加した全ての提案者（グループ提案の場合は代表企業・団体）に書面（紙面又は電子データ）で通知する。

8 契約

受託候補者（グループ提案の場合は代表企業・団体）と委託上限額の範囲内で契約を締結する。

また、契約内容については、仕様書及び企画提案書等に基づき、受託候補者と協議を行い、最終的な業務内容を取りまとめたうえで契約を締結する。

なお、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点に評価した提案者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

9 契約保証金

受託候補者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、同規則第78条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

10 その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類等に関する事項

① 参加表明書等及び企画提案書等の作成・提出及び提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。

② 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企

画提案書等は返却しない。

- ③ 提出された企画提案書等については、県庁内でコピーし、共有する場合がある。ただし提案者に無断で熊本県以外の第三者に配布することはない。
 - ④ 提出期限までに参加申込書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、提案者として認められないものとする。
 - ⑤ 参加申込書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加申込書等及び企画提案書等を無効とし、参加の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
 - ⑥ 参加表明手続きを行った後、都合により参加を辞退することになった場合は、参加辞退届【別紙様式4】を提出すること。
- (3) 県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者（提案グループに属する企業・団体を含む）が「5 参加資格」に規定する参加要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

1.1 スケジュール（予定）

| 内容 | 日程・期限 |
|---------------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 令和5年3月23日（木） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和5年4月17日（月）正午 必着 |
| (3) 質問書の回答期限 | 令和5年4月21日（金） |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和5年4月24日（月）正午 必着 |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和5年5月 8日（月）正午 必着 |
| (6) 1次審査（書面） | 令和5年5月11日（木） |
| (7) 1次審査結果通知 | 令和5年5月12日（金） |
| (8) 2次審査（プレゼンテーション） | 令和5年5月16日（火） |
| (9) 2次審査結果通知 | 審査後1週間以内を予定 |

(参考) 評価項目

| No | 項目 | 内容 | 配点 |
|-----|------------|--|-----|
| 1 | 課題要件への適合性 | ・ 事業内容が課題要件に合致するものか | 可・否 |
| 2 | 実施事業の具体的内容 | | 120 |
| (1) | 新規性・独創性 | ・ 解決策の新規性・独創性はあるか | |
| (2) | 課題認識の明確性 | ・ 課題の着眼点に優れ、課題設定・抽出根拠が合理的であるか、また課題要件への合致度合いが高いか | |
| (3) | 課題解決策の有効性 | ・ 課題解決に十分に有効である内容が設計されているか ・ 実施策は創意工夫があり、課題を有する主体が継続的に利益を享受できるものであるか ・ 開発・構築終了後の実証期間が十分に確保されているか | |
| (4) | 効果測定方法 | ・ 事業効果の測定方法が明確かつ合理的か | |
| 3 | 影響度、実装可能性 | ・ 課題解決による県民への波及効果が大きいのか ・ 実証後の県内での実装の可能性はあるか | 40 |
| 4 | 見積 | ・ 提示された積算書は適正であり費用対効果が高いか | 20 |
| 5 | 実施体制 | ・ 提案内容を実現するための体制が整えられており、関係者間の役割分担が明確であるか ・ 実施スケジュールが現実的であるか | 20 |
| | 計 | — | 200 |